

条例第 12 号

宇和島市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 4 日

宇和島市長

関原文彰

宇和島市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（扶養手当） 第7条 （略） 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>（1） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>（2） （略）</u> <u>（3） （略）</u> <u>（4） （略）</u> <u>（5） （略）</u> （住居手当） 第8条 住居手当は、次に掲げる職員で別に定めるものに対し支給する。 （1） （略） （2） 第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 _____ _____が居住するための住宅（宇和島市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める住宅を除く。）を借	（扶養手当） 第7条 （略） 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>（1） （略）</u> <u>（2） （略）</u> <u>（3） （略）</u> <u>（4） （略）</u> （住居手当） 第8条 住居手当は、次に掲げる職員で別に定めるものに対し支給する。 （1） （略） （2） 第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 <u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> が居住するための住宅（宇和島市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める住宅を除く。）を

り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの (定年前三任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第25条 第5条から第8条まで及び第18条の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u>	借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの (定年前三任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第25条 第5条から第8条まで及び第18条の規定は、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u> <u>2 第5条から第7条まで及び第18条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u>
---	---

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の宇和島市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第7条の規定の適用については、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは
「(4) 重度心身障害者
(5) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」
とする。